

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画



2020

向日市教育委員会

第6章 大綱・基本方針

第1節 保存活用の大綱

史跡長岡宮跡は、延暦3年(784)から延暦13年(794)までの10年間の日本の都であった長岡京における天皇の宮殿や官衙が集積していた中枢部の遺跡である。長岡宮跡を含む長岡京の埋蔵文化財発掘調査は、昭和29年(1954)12月に開始され、その調査歴は60余年に及び、調査次数は2,300回を超える。

これら調査によって、宮域では大極殿、小安殿（後殿）、宝幢、大極殿院南門（閤門）、朝堂院、内裏、築地等が、京城では朱雀大路をはじめ条坊制の大路・小路、官衙、離宮、住宅等の遺構が検出されている。なかでも大極殿・小安殿（後殿）・内裏、築地、朝堂院の西第四堂・南門・南面回廊、大極殿宝幢・大極殿閤門地区は、宮の中心に位置し、長岡京の全貌を考察する上で極めて重要な遺構であり、その保存状態も良好であることから国の史跡に指定されている。

長岡宮跡は長岡京の中枢部の遺跡として、平城京から平安京へといった都城の変遷や律令国家成立と展開の過程を知る上で重要な遺跡である。この日本の歴史上からも重要な遺跡である史跡長岡宮跡を確実に保存し後世へ継承することが保存活用の大前提である。

また、史跡指定地は宮の中枢部をなすが、史跡指定に至っていない周辺の一連の遺構分布地については、史跡と同等の価値をもつ地として、追加指定等適切な保存措置を講じるものとする。そのために、必要な埋蔵文化財発掘調査等各種の調査研究を計画的、継続的に進める。

各種の調査研究で得られた成果を、市民はもとより広く一般に周知し、史跡を構成する有形無形の価値を人々が享受できるよう、活用・整備を図るものとする。さらに、保存、調査、活用、整備を円滑に進めるために必要な運営体制の整備も図るものである。

また、まちづくりの上からは、住民が地域に誇りと愛着をもち、将来にわたって住み続けていくための魅力ある都市のイメージや個性は必要不可欠なものであり、本市を代表する歴史的文化遺産である長岡宮跡はその核となる資源と言え、本市の個性を表徴するシンボルとなるものである。また、史跡は向日市の住宅密集地に位置し、開発圧力が高い地にあって、貴重なオープンスペースであり、憩いや集いといった日常的な利用や、災害発生時の避難場所としての位置づけなど、市街地に所在する史跡ならではの役割も期待されている。このように長岡宮跡は、宮跡遺跡を母体としつつ、人々が都市生活を営む上で欠かせない多様な機能を有し、また発揮する場として必要な保存と活用の施策を講じる。

第2節 保存活用の基本方針

史跡長岡宮跡の保存活用の基本方針を以下のように定める。

- 1 長岡宮跡の本質的な価値を構成する要素の保存と継承を図る。
- 2 史跡指定地と一連の遺跡である隣接する長岡宮跡の中核施設が分布する範囲の保存の手立てを講じる。
- 3 史跡の保護に必要な範囲については、追加指定や公有化を図り、保存を確かなものとしていくとともに、史跡の周辺環境の保全の方向を検討する。
- 4 長岡宮跡及び長岡京のもつ有形無形の様々な価値を、教育面での活用をはじめとして、本市を代表するまちづくりの資産や観光資源としてなど多様な活用を図る。
- 5 活用・整備に際しては、遺跡の総体的な理解を深めるために、歴史的関連地との有機的な連携を図る。
- 6 史跡の価値をより顕在化し、有効に活用するために、史跡の整備を計画的に実施するとともに、既整備地においても必要に応じて再整備を行う。
- 7 地域の歴史・文化の継承のために、地域住民との協働による保存・活用・整備と管理体制の構築を図る。

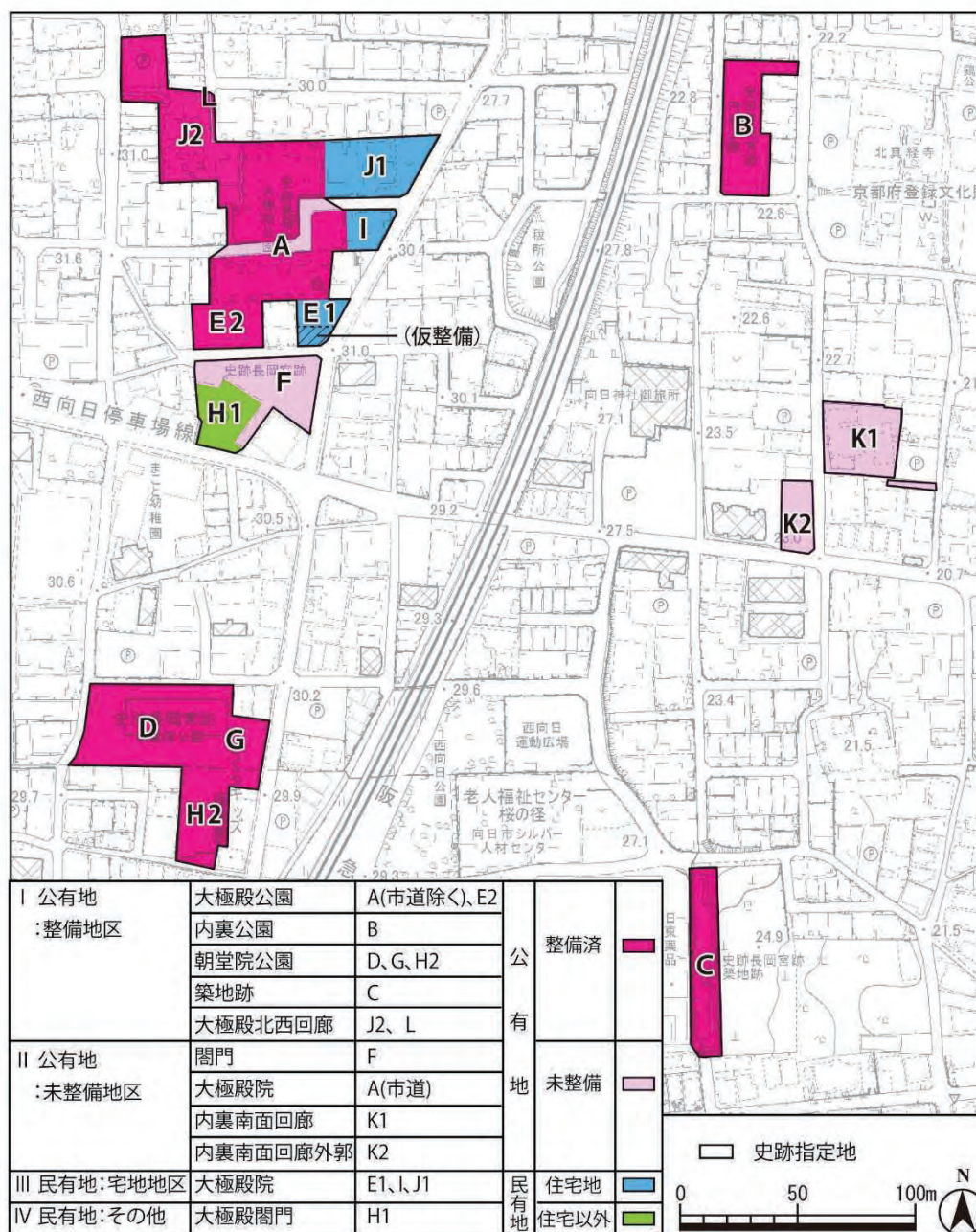
第7章 保存（保存管理）

第1節 地区別保存管理

1) 地区区分

史跡指定地を場に応じた適切な保存管理を行うために、土地利用の状況、土地所有、史跡整備の状況等から以下のように地区区分する。

史跡をまず大きく公有地と民有地（私有地）に区分した。公有地については史跡整備の有無で区分した（公有地：整備地区と未整備地区）。民有地については居住地としての利用の有無で区分した（民有地：宅地地区とその他）。



7-1 図 地区区分図

表 7-1 地区別要素等一覧

地区	指定（追加指定）時 地区名称	所有	土地利用	本質的価値を構成する諸要素	保存を目的とする施設	その他の諸要素	
						史跡整備関連	その他
I 公有地：整備地区	A	大極殿・小 安殿地区	公	【地下遺構】大極殿跡：基壇外周 石敷き、地覆石痕跡等 後殿（小安殿）跡：基壇、登廊基 壇、根石列、外周石敷き、礎石据 え付け穴等 【遺物】軒丸・軒平瓦、平・丸 瓦、須恵器、凝灰岩 等	保存施設：史跡標識、境界 柱、い柵（竹垣、生垣）、説 明板（史跡全体、地区、遺 構）	遺構表現施設：＜平面表示＞大極殿基壇・階段平面表示、 小安殿（後殿）基壇・階段・高御座・礎石平面表示、 ＜復元＞宝幢復元（2基） 管理施設：注意札、側溝等雨水排水施設、腰石積擁壁、公 園灯、散水栓等給排水施設、手すり、車止め 園路・広場：スロープ、点字ブロック 解説施設：遺構説明板、点字説明板、表示遺構記名板等 修景整備：植栽 便益施設：ベンチ	歴史的顕彰施設：長 岡宮大極殿遺蹟顕彰 碑（M28） 顕彰施設：行幸啓碑 （H22）、遷都1200年 記念碑（S59）
	E2 （西）	大極殿宝幢 地区	公				
	B	内裏内郭築 地回廊地区	公	【地下遺構】回廊跡：礎石関連遺 構	保存施設：境界柱、い柵（生 垣）、説明板（史跡全体）	遺構表現施設：＜平面表示＞回廊基壇・礎石平面表示 管理施設：注意札、車止め、コンクリート擁壁、散水栓等 給水施設、側溝等雨水排水施設 修景施設：植栽、張芝 便益施設：ベンチ	都市公園施設：すべ り台等遊具、周縁部 花壇（H9～近隣住民 管理）
	D	朝堂院西第 四堂地区	公	【地下遺構】朝堂院西第四堂跡： 根固め痕跡、凝灰岩地覆石据付 跡、裏込め跡、東・西階段、石敷 き等 朝堂院西面回廊跡：礎石据付穴等 松園跡：地覆石据付跡等 【遺物】軒丸・軒平瓦、平・丸 瓦、土師器、須恵器、金属器（雨 壺、鉾釘）、土製品（雨壺辨 型）、凝灰岩、埴尾、円面硯等	保存施設：史跡標識（小・公 園名称板一体型）、い柵（生 垣、フェンス）、	遺構表現施設：＜平面表示・立体表示＞朝堂院第四堂基壇 土壇表示、朝堂院築地平面表示、回廊平面表示、楼閣建物 平面表示、柱立体表示、南門平面表示 管理施設：注意札、側溝、腰石積等擁壁、車止め、手す り、公園灯等照明類、散水栓等給水施設、カーブミラー 園路・広場：スロープ、点字ブロック 解説施設：案内板、遺構説明板（史跡説明板兼用）、表示 遺構記名板等 修景施設：植栽、張芝 便益施設：公園案内所（休憩・解説展示・便所棟）、ベン チ	その他：祠（道祖 神？）、看板（広報 板）
	G	朝堂院西第 四堂・南門 地区	公				
	H2 （南）	朝堂院南面 回廊地区	公				
	C	築地跡（史跡公 園）	公	【地下遺構】築地跡：築地本体、 築地基底土器、濠状遺構、雨落ち 溝、築地構築添柱列 【遺物】瓦・凝灰岩片・須恵器坏 等・土師器坏等	保存施設：史跡標識（小）、 境界柱、い柵（生垣・フェン ス）、説明板（指定内容等説 明）	遺構表現施設：＜立体表示＞築地基壇立体表示（盛土・張 芝） 管理施設：注意札、コンクリート擁壁、公園灯等照明類、 車止め、側溝等雨水排水施設、手すり 園路・広場：階段、通路（市道第6017号）※ 解説施設：遺構説明板、表示遺構記名板等 修景施設：修景植栽 便益施設：ベンチ	道路関連施設：市道 （第6017号）※、

地区	指定（追加指定）時 地区名称	所有	土地利用	本質的価値を構成する諸要素	その他の諸要素		
					保存を目的とする施設	史跡整備関連	その他
I 公有地：整備地区	J2 (西) L	公	大極殿公園と一体 化し整備※※都市 公園とし移管替を 検討中	【地下遺構】大極殿院北面回廊 跡；礎石船え付け穴、凝灰岩抜き 取り穴 等 大極殿院内郭；石敷 【遺物】軒丸瓦、土師器、平・丸 瓦等	保存施設：史跡標識（小）、 境界柱、い柵（生垣・フェン ス）、説明板（指定内容等説 明）	遺構表現施設：＜平面表示・立体表示＞大極殿、大極殿回 廊基礎表示、柱表示 管理施設：注意札、側溝、車止め、手すり、公園灯等照明 類、散水栓等給水施設 園路・広場：スロープ、点字ブロック 解説施設：案内板、遺構説明板（史跡説明板兼用） 修景施設：植栽、張芝 便益施設：アズマヤ、ベンチ	その他：樹木、石塔
	F	公	空地（未整備）	【地下遺構】閤門（南門）跡；東 半部礎石抜き取り穴、地業跡 【遺物】軒丸・軒平瓦、平・丸 瓦、須恵器、凝灰岩等	保存施設：境界柱（向日 市）、い柵（仮設車管、 チェーン）	—	その他：樹木、看板 （広報紙）
II 公有地：未整備地区	A	公	市道	【地下遺構】大極殿跡関連（推 定） 【遺物】大極殿関連（推定）	保存施設：境界柱	—	道路（市道）関連施 設：道路、側溝・ 柵、電柱
	K1	公	住宅	【地下遺構】内裏内郭築地南面回 廊関連（推定）	—	—	その他：住宅関連建 築物・工作物・植栽
	K2	公	果樹園、道路	【地下遺構】内裏外郭溝関連（推 定）	—	—	その他：果樹等樹 木、生垣、ベンチ
	E1 (東) - 南	私 (地番 41-18)	仮整備（宝幢平面 表示）	【地下遺構】宝幢跡：穴（青龍・朱 雀・日像孔）	—	遺構表現施設：＜平面表示＞宝幢平面表示（2.5基）（平面 表示部分は民有地内における仮整備※） 修景施設：張芝	—
III 民有地：宅地	E1 (東) - 北	私 (地番 41-18)	住宅	【地下遺構】大極殿南広場関連 （推定）	—	—	その他：住宅関連建 築物・工作物・植栽
	I	私	住宅	【地下遺構】回廊及び回廊内広場 関連（推定）	—	—	—
	J1 (東)	私	住宅	—	—	—	—
IV 民有地：その他	H1 (北)	私	駐車場（私有）	【地下遺構】大極殿南面回廊関連 （推定）	—	—	その他：駐車場、車 止め、看板類、樹木

※市単独費で実施する一時的な整備を仮整備としている

2) 地区別保存管理の方針

地区区分に基づく地区別の保存管理の方針を以下のように設定する。

表 7-2 地区別保存管理の方針

保存管理の地区区分	地区の現状・保存管理の方針
Ⅰ 公有地：整備地区	【現状】 大極殿・小安殿（後殿）・宝幢、内裏内郭築地回廊、朝堂院西第四堂・南門・南面築地回廊、築地の遺構分布地で、それぞれ大極殿公園・内裏公園（以上都市公園）、朝堂院公園、築地（以上公園）として整備され公開活用されている。整備年代は昭和 40 年代から平成 20 年代まで様々である。遺構は地下に保存され地上部で平面的位置等を表示整備している。
	【保存管理の方針】 都市公園管理者とも連携しながら、現状維持を基本とする。整備施設は適切な保存管理のもとで機能維持を図り、必要に応じて施設の更新を図る。樹木の生長等により遺構に影響を及ぼす恐れがあるものは経過観察のうえ必要に応じて伐採等を検討する。基壇表示施設等で樹根の生長や経年劣化で破損がみられるものは整備計画等に基づき、補修や再整備等を行う。現状変更等については、原則として史跡の調査研究、保存活用に必要な行為以外は認めない。ただし、史跡と直接関係しない公園施設や公益施設として必要な防災機能の充足等については史跡の価値を損なわない範囲において認めるものとする。
Ⅱ 公有地：未整備地区	【現状】 大極殿院の北西回廊（J2 地区）、大極殿院閤門（F 地区）、大極殿（A 地区・市道）、内裏築地南面回廊・外郭（K1・K2）の遺構分布地にあたる。J2 地区は平成 29.30（2017.18）年度に大極殿と一体となる整備を実施した。F 地区は隣接する H1 地区の公有化と連動した整備を予定しており現在は空地となっている。A 地区は大極殿公園を分断する市道部分であり、大極殿遺構分布地にあたるが遺構の残存の有無は不明である。K1・K2 地区は平成 28 年度に公有化が完了した。K1 地区は近代の農家住宅が立地し、K2 地区は樹林地、通路となっている。
	【保存管理の方針】 公有地で空地や樹林地の部分は整備着手までは現状を維持する。そのため必要な除草等適切な維持管理を行う。市道部分は遺構と直接関係しない施設であり、か

	つ遺構表示施設（大極殿）が分断され、史跡の一体的活用を妨げていることから、市道を利用する沿道の私有地（史跡指定地）の計画的な公有化後に市道を廃止し、これに併せて面的整備を図る。F地区は、整備に着手するまでは活用上必要な空間（イベント等集会場・多目的空間）として活用する。K1地区の農家住宅は歴史的建造物であり、長岡宮期とは関連しないが近代の文化財としての登録文化財など保存活用と宮跡遺構の保存活用との両立を検討する。
Ⅲ民有地：宅地地区	【現状】 民有地（私有地）で宅地として利用されている地区である。E1地区（共同住宅敷地）の一面において、所有者の協力のもとに宝幢遺構を平面表示している。
	【保存管理の方針】 居宅として利用されているものについては、遺構の保存の周知に努め、公有化を推進する。現状変更等については、原則として史跡の調査研究、保存活用に必要な行為以外は認めない。ただし生活に関わる必要不可欠な行為は認めるものとする。
Ⅳ民有地：その他地区	【現状】 民有地（私有地）であるが、現状では駐車場や樹林地で、看板や柵等小規模な工作物以外は建築物等の施設が建っていない地区である。
	【保存管理の方針】 遺構の保存の周知に努め、公有化を推進する。現状変更等については、原則として史跡の調査研究、保存活用に必要な行為以外は認めない。公有化までの間は、現状を厳に維持する地区として、所有者の理解と協力のもとに、保存活用に必要なもの以外の建築物・工作物の新築・新設は許可しない地区とする。

第2節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

1) 現状変更等の取扱方針

① 現状変更等の規制について

「文化財保護法」（以下「法」という。）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。「現状変更」とは、史跡の現状に物理的・行為的変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものでないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

なお、現状変更行為等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、向日市教育委員会がその事務を行う。

② 現状変更等の基本方針

長岡宮跡はわが国を代表する都城遺跡であり、原則として発掘調査等調査研究、史跡の保存活用に係わる行為以外は認めないものとする。ただし、史跡指定地は開発圧力が強い市街地にあつて、貴重な公園的空間であり、その一部は都市公園にも指定され、地域住民の憩い集いの場として親しまれているのをはじめ、災害発生時の避難拠点などにも位置づけられていることから、これらに関連する既存施設の改修・更新等、公益的機能の維持のための行為については、史跡の価値を損なわない範囲で認めるものとする。また、民有地については、基本的には既存施設の補修等軽微な行為以外は認めないものとし、公有地化を進める。

2) 現状変更等の取扱基準

① 現状変更等の許可申請の範囲

史跡長岡宮跡における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとする。

ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

- ・整備や学術調査のための埋蔵文化財発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

- ・史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、史跡景観に調和したもの。
 - 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設・防災施設の整備、木竹の伐採、植栽、移植等
 - 史跡景観を阻害する要素の移転、撤去等

ウ 建築物の増改築・除却、色彩の変更

- ・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で、かつ史跡景観に配慮されていることを前提としたものであること。

エ 工作物の改修・除却、色彩の変更

- ・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で、かつ史跡景観に配慮されていることを前提としたものであること。

オ 土地の形状の変更

- ・土地の掘削、切土・盛土で許可申請の範囲に含まれる行為に伴うもの。
○雨水排水施設等公益上必要な施設の改修等に伴うもの。

カ 道路施設の修繕に係わる行為

- ・既存道路の修繕に係わる行為で、拡幅、地下埋設管の敷設、電気・電話等の建柱は含まない。

キ 木竹の伐採、植栽、移植

- ・宅地内におけるもの。既存の樹木の同位置における更新等で地下遺構の保存に影響を与えないものを原則とする。

ク その他公益上必要な地下埋設物の設置、改修等

- ・長岡京期の遺構面より上面であること。
○上下水道管、ケーブル類等の地下埋設物の改修、整備

ケ 保存に影響を及ぼす行為

- ・保存に影響を及ぼす行為については、事前に向日市教育委員会とその内容について協議した上で、許可対象物件か否かを判断する。

② 現状変更等の許可不要行為

法第125条の現状変更等の規定にはただし書があり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可不要とされている。

ア 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲として以下の1～3号が定められている。なお、これらは管理者が日常的・定期的な管理行為の中で行うものも含む。

- 1 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の現状に復するとき。
- 2 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- 3 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

ウ 保存に影響及ぼす行為で影響の軽微なもの

1 史跡及び公園管理者が行う維持管理行為

- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・整備活用施設の清掃、除草、史跡の見回り等の土地・建物に係わる維持管理行為
- ・史跡指定地の清掃、除草、見回り等の土地・建物に係わる管理行為見回り等点検
- ・史跡指定地の樹木の定期的な剪定・刈込、施肥、枯枝・枯死木・危険木の除去、薬剤散布、老齢木・病虫害被害木の治療等（但し伐根を伴わないもの）
- ・草本類手入れ、更新作業
- ・イベント等行催事開催に際しての仮設物の設置等（但し遺構に損傷を与えないこと）

2 道路の管理者が行う維持管理行為

- ・掘削を伴わない小規模な補修、不陸整正

3 宅地等私有地における土地・施設の維持管理行為

- ・建築物・工作物の小規模破損箇所の復旧等の土地・建物に係わる維持管理行為
- ・建築物等施設内での模様替え等。ただし外観に影響を及ぼさないもの。

③ 現状変更等の事務を向日市教育委員会が行う場合の対象行為

現状変更等の行為の中で軽微なものについては、法施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は向日市教育委員会が行う。

ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が、120㎡以下のもの。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

※新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模に限る（オも同じ）。

※新築等の際に木竹の伐採を伴う場合は、別途許可を要する（オも同じ）。

イ 工作物（建築物を除く。以下同じ。）の設置若しくは改修（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

※工作物には、小規模建築物に附随する門、生垣または塀、既設の道路に設置される電柱、道路標識、木道を含む。

※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

ウ 法第115条第1項（法第120条及び法第172条第5項において準用する場合を含む。）

に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

※「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

※史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定める基準に合致するものに限る。

エ 電柱、電線、ガス管、水道、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
※改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲に限る。

オ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

カ 木竹の伐採

※木竹の伐採とは、幹を切ること及び枝を切除して除去することをいう。

※維持の措置である場合には、許可を要しない。

キ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

3) 地区別現状変更等の取扱基準

地区別の現状変更等の取扱基準を以下のように定めるものとする。

表 7-3 地区別現状変更等の取扱基準

行為の種別 地区	①建築物の新築、増築、改築、改修、除却、色彩の変更	②工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	③土地の掘削、切土・盛土等土地の形状の変更	④木竹の伐採、植栽、移植	⑤地下埋設物の設置、改修
I 公有地：整備地区	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない	①②に伴うもの以外は原則として認めない	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない	既存の施設の改修以外は認めない
II 公有地：未整備地区	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない	①②に伴うもの以外は原則として認めない	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない	史跡の保存管理・整備活用以外は認めない
III 民有地：宅地地区	・建築物の補修、増改築以外は認めない ・色彩は史跡景観に調和したものとする	・既存施設の補修、改築以外は認めない ・色彩は史跡景観に調和したものとする	①②④⑤に伴うもの以外は原則として認めない	新たな場所での遺構に影響を及ぼす樹木の植栽は認めない	既存の施設の改修以外は認めない
IV 民有地：その他地区	認めない	既存施設の改修以外は認めない	②に伴うもの以外は認めない	認めない	既存の施設の改修以外は認めない

第3節 史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の方法

1) 史跡周辺地域と京・宮域地域の取扱い

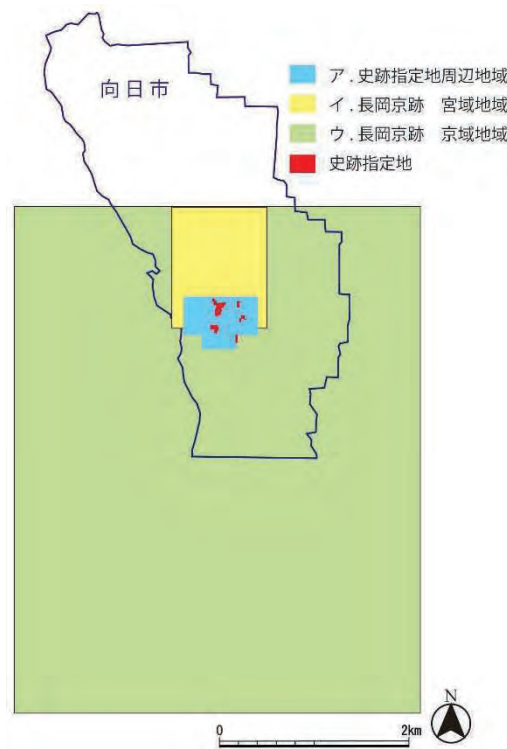
史跡指定地周辺については、史跡に連続して遺構が広がる「ア 史跡指定地周辺地域（未指定地）」とさらにその周辺である「イ 長岡京跡宮域地域」と「ウ 長岡京跡京城地域」という3段階で保全策を検討する。

ア 史跡指定地周辺地域（未指定地）：特に大極殿・朝堂院、内裏地域

史跡指定地の隣接地及び周辺で、遺跡の保存と活用の促進など多角的に見て重要な地域では優先的に保全施策を講じる。

- ① 大極殿閤門地域
- ② 大極殿後門地域
- ③ 朝堂院西第三・四堂地域
- ④ 内裏正殿地域
- ⑤ その他の官衙地域

但し、住民生活を阻害することなく、開発や住宅建築等に際しては、文化財保護法第93条第1項の届出の提出と適切な措置をしていく必要がある。



7-2 図 指定地周辺地域と京・宮跡地域

イ 長岡京跡 宮域地域

宮域の南北が確定されていないため、宮城門の計画的な埋蔵文化財発掘調査等を実施し、宮域の範囲確定に努めるとともに、宮域内で重要な遺構が検出された場合は、保全措置を講じる。

ウ 長岡京跡 京城地域

京城には、貴族や役人の住宅のほか、市、離宮、官衙的性格を帯びたものなどがある。しかし、長岡京跡は、東西 4.3 km・南北 5.3 kmを測り遺構面積が 22.79 km²の大規模で広面積を有する。本市に占める長岡京跡の面積は、全体の 19.8%で 4.512 km²に及ぶ。これら全て埋蔵文化財発掘調査を実施することはもとより、保存することは不可能である。このため、京城の四周の確定や条坊の検出などの範囲確認調査を積極的に実施し、長岡京跡の性格の解明に努める必要がある。

その他の地域については、文化財保護法第93条第1項及び第94条第1項によって埋蔵文化財発掘調査を実施し、より一層の解明に努める。

この結果、重要な遺構が検出された場合は、その都度、文化庁や京都府教育委員会の指導並びに地権者の理解と協力を得て、その保存活用方法について検討する。

2) 文化財等歴史的文化的資源のネットワーク

向日市は西日本一コンパクトな市であり、かつ京都府内では最も人口密度が高い。京都市、大阪市に近接し交通アクセスも良好なことから住宅都市として発展と遂げており、開発が継続的に行われている。

そのような中で、長岡宮跡は市街地と重複する形で存在し、開発に伴う絶え間ない埋蔵文化財発掘調査で遺構の解明が進む一方で、失われる遺構も少なくないのが現実である。このような市街地の中にある遺跡とその周辺の環境の取扱いについては、周辺に遺存する貴重な文化財や文化資源を全て凍結保存することは現実的でない。よってこれら周辺に遺存する資源を有機的にネットワーク化し、積極的な活用を図るものである。

<長岡京保存活用ゾーン>

本計画でとりあげている長岡宮跡は、昭和 39 年(1964)の最初の史跡指定を受けて以降、10 回の追加指定によって、「大極殿院を構成する大極殿・小安殿（後殿）跡、宝幢跡、閤門跡・回廊跡」、「朝堂院を構成する西第四堂・南門跡、南面回廊跡」、「（第二次）内裏を構成する内郭築地回廊跡、外郭跡」、「築地跡」の大きく 4 つの地区が史跡となっている。これらは遺構等の表示整備がなされ史跡公園として公開活用されている箇所や民有地の箇所もある。これら長岡宮跡を「長岡京跡保存ゾーン」としてとらえる。

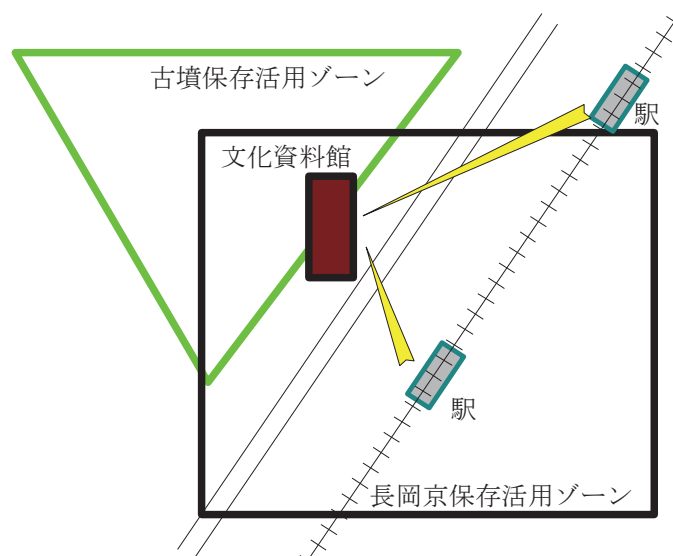
<向日丘陵古墳群保存活用ゾーン>

史跡長岡宮跡の西方の丘陵部に残存する前期の五塚原古墳（前方後円墳）や元稲荷古墳（前方後方墳）・寺戸大塚古墳（前方後円墳）、中期の南条古墳（旧南条 3 号、墳円墳：南条古墳群のうち唯一の残存古墳）が、後期では物集女車塚古墳（前方後円墳）がある。これらの古墳も先に述べたタケノコ栽培や開発等により破壊の危機にさらされている。

この丘陵部の古墳（国史跡乙訓古墳群）を「向日丘陵古墳群保存活用ゾーン」としてとらえる。

<向日市文化資料館>

長岡京保存活用ゾーンと、向日丘陵古墳群保存活用ゾーン（史跡乙訓古墳群）の結節点に向日市文化資料館がある。資料館では年間を通じて様々な催し・展示を行っており、向日市の歴史文化の総合案内・関連史資料の展示等の拠



7-3 図 歴史文化ゾーンのイメージ

第4節 追加指定と公有化

遺跡の望ましい保存方法は、史跡として指定し、遺跡の性格を損なうことなく整備し、活用を図ることである。

しかし、史跡指定地及び未指定ではあるが重要な遺跡地には、住宅や商店などが建ち並んでいる。未指定地などにおいて文化財的価値があるものの、私有地であるために権利制限ができないことも事実である。

これらのことを解決するため、史跡指定地の早急な公有化、未指定地の調査並びに史跡指定と公有化の促進が必要である。

そのためには、市民の生活と史跡保存の調和を図りつつ、史跡が文化財的価値からだけでなく多方面から有効に活用されるよう保存整備することが重要な課題であるため、次の基本的な考え方にに基づき、文化庁・京都府教育委員会の指導を仰ぎつつ、市民の理解と協力を得ながら、積極的に調査・保全・環境整備事業等を推進する必要がある。

- ア 史跡指定地の早期の全域公有化を図る必要がある。
- イ 未指定地の調査を実施し、史跡指定及び公有化を図る必要がある。このためには、範囲確認と詳細な遺構の性格を明確にするために埋蔵文化財発掘調査を促進する必要がある。

(1)史跡指定地周辺地域・・・・・・・・・・とくに大極殿・朝堂院、内裏地域

(2)長岡京跡 宮城地域・・・・・・・・・・官衙地区

(3)長岡京跡 京城地域

京城地域については、長岡京跡が京都市・向日市・長岡京市・大山崎町と広域に及ぶため、行政権を越えた計画を策定する必要がある。

- ウ 埋蔵文化財発掘調査の結果、重要な遺構であると確認した地域については、その地域を明示するとともに、史跡指定及び公有化に向けて積極的に事業を実施する必要がある。



7-5 図 回廊遺構が表示された向陽小学校



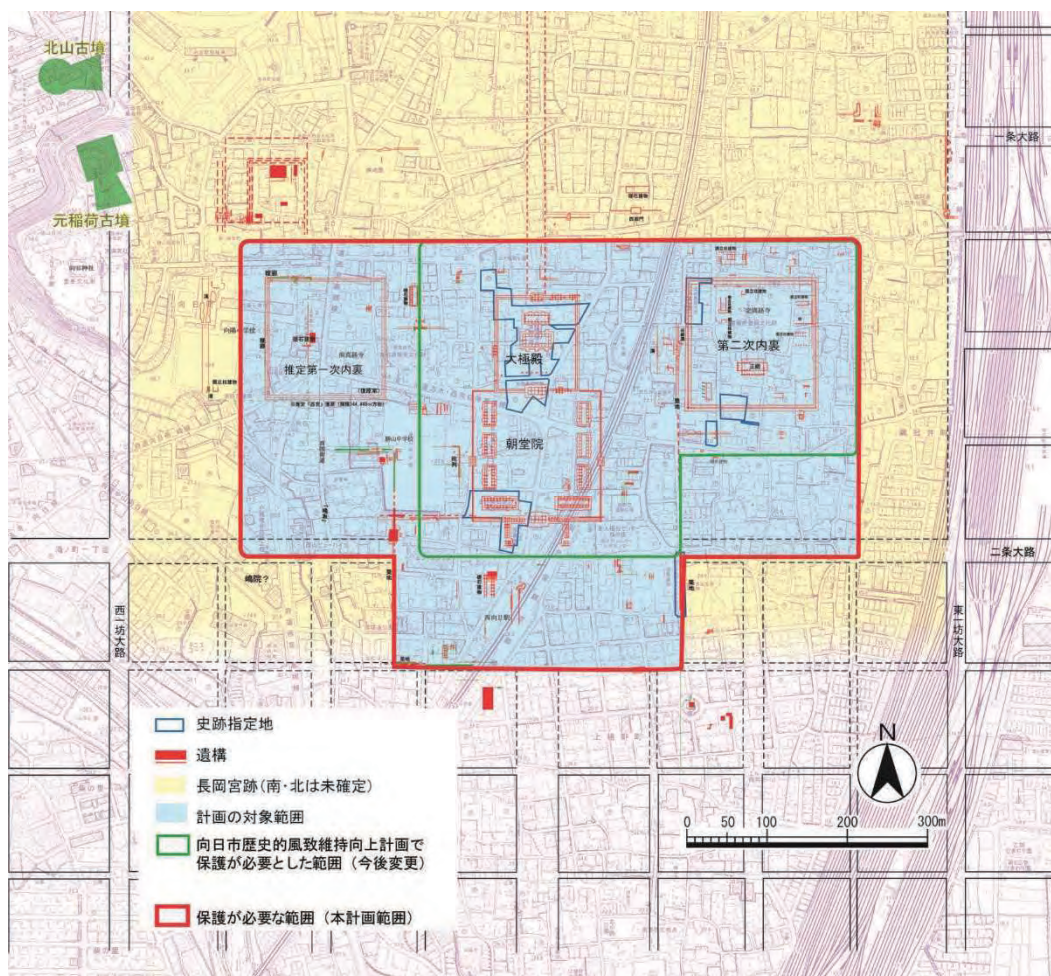
7-6 図 校内での遺物の展示
第一次内裏推定地で検出された遺物の校内展示

具体的には上記(2)で示した「長岡京跡 宮域地域」の史跡周辺地域は、以下の 7-7 図に示す赤線で囲んだ水色の範囲は、遺構の解明のための調査を計画的に実施し、宮中
 枢遺構が検出された際は保存の措置を講じ、保護（調査・史跡指定・買い上げ・整備・
 活用等）を優先的に行うものとする。〔本計画範囲〕

さらに緑色の線で囲んだ範囲は、向日市歴史的風致維持向上計画で認定を受けた
 「保存を要する範囲」であるが、本計画範囲に変更していく予定である。

また、推定第一次内裏に含まれる向日市立向陽小学校の建て替えに伴う埋蔵文化財
 発掘調査で発見された遺構（複廊式の回廊遺構）は第一次内裏の北西隅にあたるも推
 定されているが、これら遺構は保存され校内で柱穴の表示や遺構の解説パネル等を掲示
 している。

このように既存施設の公有化や移転等が困難な場合は、既存施設と史跡等文化財の
 共存も図りながら、長岡宮跡の遺構の公開活用を図るものとする。



7-7 図 追加指定と保護のための調査推進地区

第8章 活用

第1節 活用の方針

史跡長岡宮跡及び長岡宮・長岡京の活用の方針を以下のように設定する。

1. 本市の歴史を代表する史跡長岡宮跡をはじめとする長岡宮・長岡京に関する様々な価値を教育分野で一層の活用を図る。
2. 歴史を活かした、活力と魅力あるまちづくりを進めるために、観光やまちづくりの資源として長岡宮跡の有効利用を図る。
3. 長岡宮顕彰のシンボルである大極殿祭と、都市内遺跡の公開活用策の象徴としてのAR長岡宮、現地での史跡整備の磨き上げによる一層の活用を推進する。

第2節 活用の方法

1) 教育における活用

① 学校教育における活用の方法

本市では、（公財）向日市埋蔵文化財センターと連携・協力しながら市内の小・中・高校における学校教育で史跡の学習を取り入れた取組みを行っている。今後とも、発掘体験や総合的な学習の時間における長岡宮跡の周知（現地見学や出前講座等）を継続的に実施するものとする。特に、AR技術等の児童・生徒が興味を持ちやすい教材を用いて、郷土の歴史学習の理解を深める取組みを行う。

② 社会教育における活用の方法

<講座やイベントの開催>

本市では、学校教育と同様に社会教育においても（公財）向日市埋蔵文化財センターと連携・協力しながら多くの社会教育関連の催しを行っている。長岡京・長岡宮は本市のまちづくりの原点となるものであり、今後とも公開活用の取組みを継続し一層の活用を図る。市民考古学講座、展示会、発掘調査現地説明会、史跡関連スタンプラリーや、古代衣装試着や模型づくりなど体験をまじえたイベントの開催を行う。

<公園案内所等を拠点としたボランティアグループや文化財保護サポーターの創出>

朝堂院公園の整備（平成 19(2007)年度～22(2010)年度）に際して設置した朝堂院公園案内所は、市内外から多くの方々の来訪を受け好評を得ている。特に案内所の設置と案内員の配置を並行して実施したことが大きな要因と考えられ、効果を上げている。

現在案内員は公益財団法人向日市埋蔵文化財センターに委託し、同センター経由で人材を充てている。今後も案内員の教育の充実を図るとともに、安定的な案内員の配置に

向けての恒常的な財源確保等に努めるものとする。

案内所については、阪急西向日駅前地理的条件を生かし、本市玄関口の拠点の一つとして、文化財保護の視点にとどまらず、観光振興も含めたまちづくりに積極的に関わる施設として今後とも積極的な運営を行っていく。

運用面では、市民講座等における長岡京等向日市の歴史講座の充実を図り、遺跡解説ボランティア等の育成を図る必要がある。

2) 観光等まちづくりにおける多様な活用

① 文化財活用ゾーニング計画の再出発

本市の西部を南北連なる丘陵上に位置する古墳群の保存と活用について、第7章第3節 2) 文化財等歴史的文化的資源のネットワークで概説した。本事業の実施に向け、平成10(1998)年度から寺戸大塚古墳、平成18(2006)年度から元稲荷古墳の史跡指定を目的とした範囲確認のための埋蔵文化財発掘調査を実施し、これら成果を受けて平成28年(2016)には向日丘陵に分布する5基の古墳群が「乙訓古墳群」として国の史跡に指定された。

この文化財活用のゾーニング計画の実現に向け、丘陵部全体の自然景観の保全の中で、史跡長岡宮跡と古墳群を一体的に活用していく計画である。

史跡長岡宮跡が、丘陵部へのアクセス拠点として重要な位置を占めていることから、新たな取組みの中で、文化財の保存と活用の促進を実施していくものとして、市の玄関口に位置する史跡長岡宮跡が、これら文化遺産のネットワーク拠点として、案内・解説役割の強化を図るものとする。

② 憩いや集い、防災等多機能な役割をもつ史跡

高密度な都市の史跡として、遺構の内容を理解出来るような遺跡の整備とともに、公園的空間として憩いや集い等の機能はもとより、災害発生時の避難拠点となるような、多様な役割をもつ史跡としての活用も図るものとする。

③ 大極殿祭の充実化

大極殿祭は120余年の歴史をもつ祭であり、文化財保護の歴史の観点からも意義ある行事である。脈々とその伝統は現在まで引き継がれているとはいえ、市内外ともに認知度は高いとはいえない。史跡と密接に係わる行事として、行事の内容に、広く市民参加が可能なもの(例：向日市まつりの古代衣装行列など)を追加するなど、市民等に親しまれ、また市外からの見学者も訪れる魅力ある行事としてのあり方も今後検討する。

3) 追加指定地 内裏内郭築地回廊・外郭築地地区（旧上田家住宅）の活用

史跡長岡宮跡は、阪急西向日駅周辺 500m圏内に約5箇所に分散して所在し、中央を走る阪急京都線によって西側の太極殿・朝堂院と、東側の内裏・築地と分断された状態となっている。

阪急京都線西側は、駅前 50mの朝堂院西第四堂地区に案内所を設け、案内員を配置し、史跡長岡宮跡を始め市内の歴史・文化遺産の案内解説を実施している。

一方、阪急京都線東側は、案内等の拠点的な施設もなく活用面で課題があった。

このような中で平成 28 年(2016)10 月 3 日に追加指定された土地（鶏冠井町東井戸及び稜^{はらいじよ}所地区）は、内裏内郭築地回廊及び内裏外郭築地地区に相当する。この土地には民家建物が所在し、公有化に際し土地所有者から「史跡長岡宮跡など向日市の歴史を活かし、魅力あるまちづくり」を目的として建造物一式の寄附を受けた。

この民家建物は、主屋・離れ・内蔵・外蔵・中門及び塀から構成され、建て替えが進む住宅街にあって明治期の姿を良好な形で維持されてきた都市近郊の農家住宅（以下、「旧上田家住宅」という。）である。

旧上田家住宅、主屋内にはカマドや井戸を配し、主屋や内蔵、外蔵、小屋は明治 43 年(1910)に建築され、最初の敷地は大正 11 年(1922)



8-1 図 平成 28 年(2016)追加指定の土地に建つ住宅



8-2 図 主屋（しゅおく、南東から）



8-3 図 主屋のカマド

の向日町地図によると、現在地より約 190m 東側（鶏冠井町東井戸 24 番地の 2）であった。

その後、昭和 14 年（1939）に東京～下関間を 9 時間で結ぶ弾丸列車の計画により、同 17 年（1942）に強制的に現在地に移転させられた。

これら旧上田家住宅の建物等は史跡長岡宮跡の本質的価値とは関係しないものであるが、明治期の農家住宅として貴重であり保存状態も良好で文化財として価値があることから、5 棟の

建築について平成 31 年（2019）3 月 29 日に国登録有形文化財に登録された。

所在地 向日市鶏冠井町東井戸64-2・65-2、祓所1・1-2

敷地面積 1,410.73㎡（全域が長岡宮跡の国史跡指定地）

史跡指定 史跡長岡宮跡 平成28年(2016)10月3日 追加指定

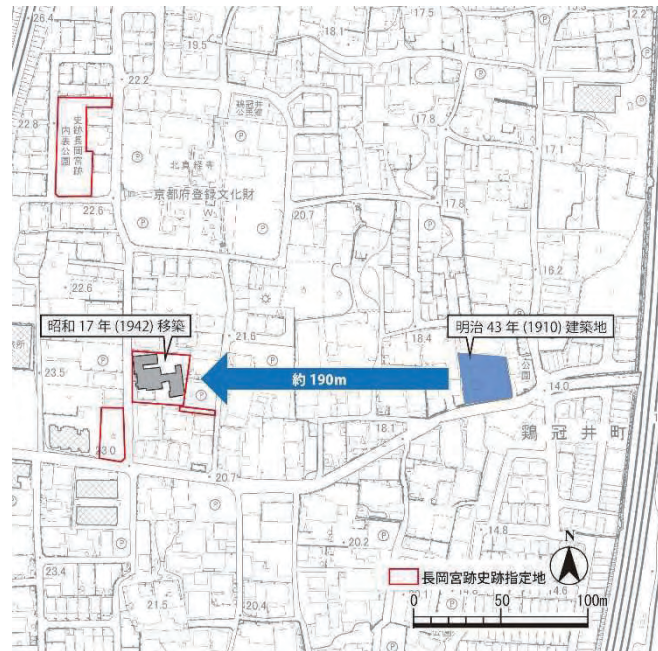
文部科学省告示第145号

登録文化財 旧上田家住宅5棟 平成31年（2019）3月29日 登録

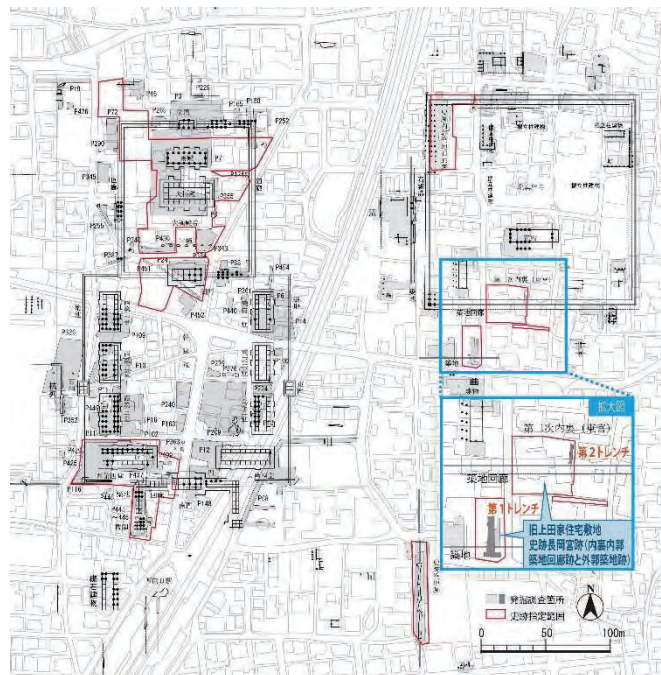
文部科学省告示第 57 号

一方、当該地は、長岡宮跡の内裏内郭築地回廊の部分に相当する史跡である。よって今後は史跡の拡充・拡大によって隣接地を含めた宮跡の面的な保存活用を図るのが本義である。

しかし、長岡宮内裏については内裏公園として公開活用されている西北隅部のみが公開活用されているだけで、当該史跡と内裏公園間の面的な保存活用や当該地周辺の史



8-4 図 移築状況図



8-5 図 長岡宮跡中枢地の遺構検出状況と
旧上田家敷地の調査地点図

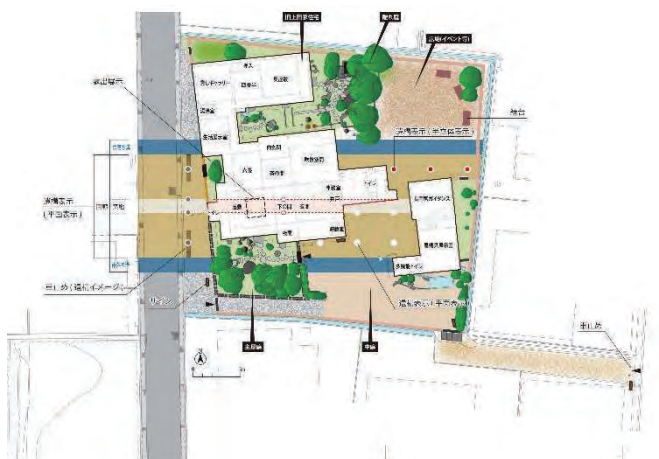
跡の拡充・拡大には、現在の土地利用の状況からみて一定の時間を要するとみられる。

このようなことから、当面は文化財的価値がある史跡長岡宮跡と旧上田家住宅の建物を両立して保存し、活用・整備を行い、暫定的に阪急京都線東側における史跡長岡宮跡の案内解説の拠点施設として有効利用を図るものとする。

整備・活用の方向性

〔史跡としての特徴〕

- ・ 埋蔵文化財発掘調査により内裏内郭の築地回廊跡の遺構が確認されている。
- ・ 史跡長岡宮跡の指定地は阪急電鉄線路により東西に分断されており、このうち旧上田家住宅は線路東側に位置する。同じく線路東側にある史跡指定地としては、旧上田家住宅の北方に内裏公園が、南方に築地跡があり、旧上田家住宅はそれらの中間地点にあたる。
- ・ 阪急京都線西側の朝堂院公園が史跡長岡宮跡の案内所として、散策の拠点となっており、旧上田家住宅はそれに対応する形で東側の拠点となりえる。



8-6 図 長岡宮跡内裏内郭築地回廊と
旧上田家住宅の整備計画平面図



8-7 図 長岡宮跡内裏内郭築地回廊と
旧上田家住宅の整備完成模型



8-8 図 長岡宮跡内裏外郭築地整備活用イメージパース

〔史跡としての整備活用の方向性〕

- ・ 史跡の特徴を活かし、柱跡や回廊基壇等遺構の規模等の表示や遺構の露出展示等を行うなど、現地で理解できる手法による整備活用を図る。
- ・ 当面は旧上田家住宅の建物との共存を図り、遺跡（史跡）と文化財的価値をもつ遺構（建造物）として両者の特徴を活かした文化財活用空間とする。
- ・ 地下遺構である史跡の価値を周知・学習するためのガイダンスを、既存建物を利用して行う。
- ・ 地域の歴史を物語る貴重な遺跡として学校教育等教育の教材として利用し、また整備遺跡を歴史観光資源として活用する。

〔国登録文化財としての特徴〕

- ・ 築100年を超える農家住宅であり、良好な状態で維持されてきた建物である。
- ・ 建物は主屋、離れ、内蔵、外蔵、作業小屋を備えている。
- ・ 敷地内には庭、玄関前の広場等の空間を有する。
- ・ 主屋には井戸、かまどが残る。

〔国登録文化財としての整備活用の方向性〕

- ・ 建物の本来の性格である農家住宅としてのしつらえを活かし、長岡宮跡のほかに農具の展示や農作業・季節の伝統行事の体験など、教育や観光、市民活動の場として活用する。
- ・ 案内や施設管理のための管理機能を具備する。
- ・ 建物の観覧だけでなく、市民の様々な活動の場（講座、趣味活動、公演、展示等）として提供（貸室）を検討する。
- ・ かまどを活かした炊飯やもちつき等のイベント、かまどの間（台所）や座敷等を活かしたカフェや飲食の提供も検討する。

〔周辺環境の特徴〕

- ・ 京都、大阪の中心部から近く、最寄り駅である阪急西向日駅からは直線距離で約300mと至近な地にある。
- ・ 周辺は戸建ての住宅地が広がり、買い物や飲食をするような店舗や公衆トイレ等は駅付近にしか無い。
- ・ 向日市には、「全国遊歩道百選」「歩きたくなるみち500選」等に認定され、また「京都府景観資産」「京都府文化的景観」に選定されている「竹の径」がある。向日市は筍の産地であり、また竹産業も盛んである。
- ・ 向日市内や隣接する市内にも民家の活用事例があり、連携も考えられる。
- ・ 向日市は年少人口が高く、子育て世代が多い一方昼間人口が少ないなどの特徴があ

り、これら世代の定住化のためにも魅力あるまちづくりが求められている。

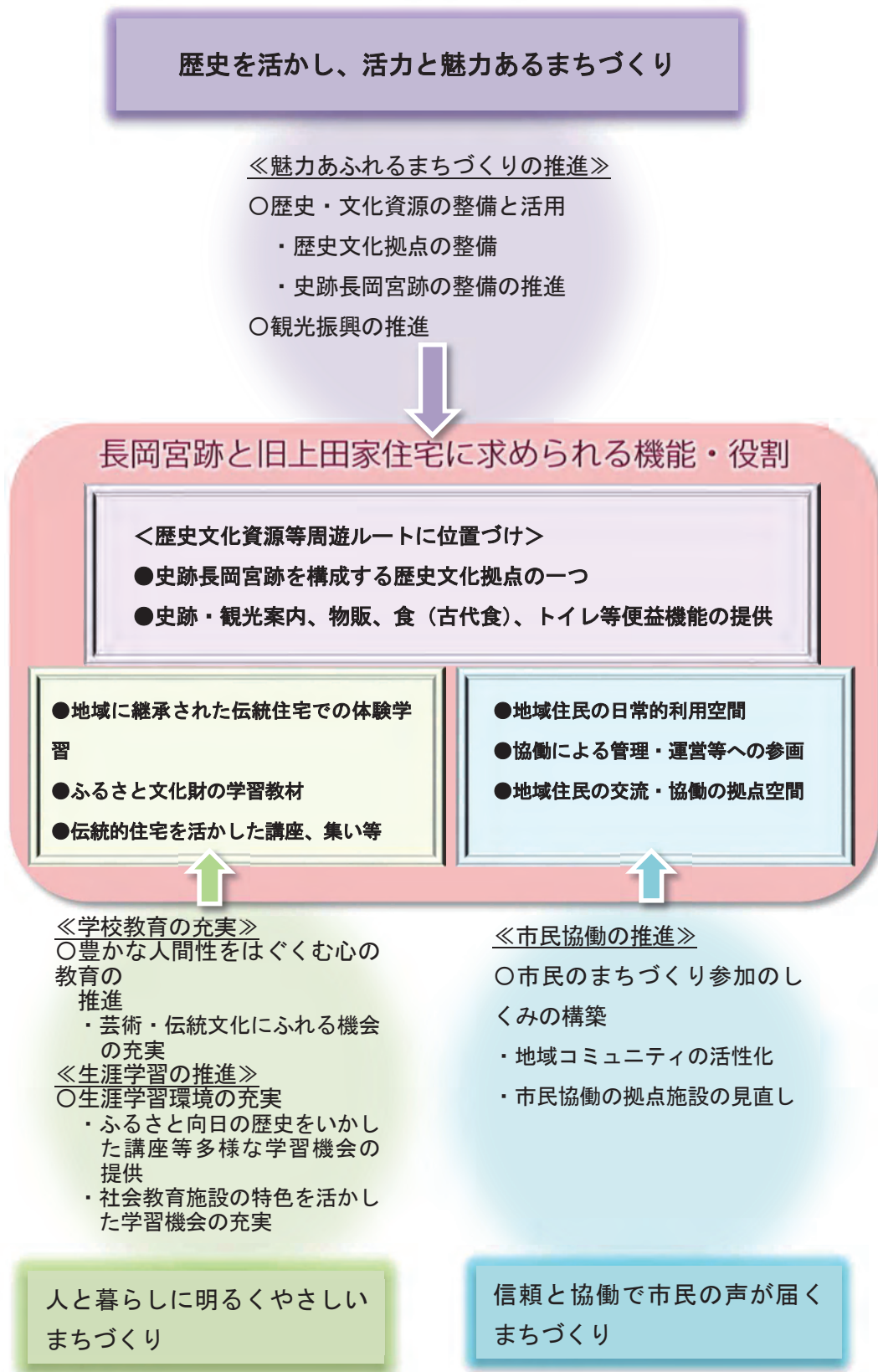
- ・ 様々な活動団体・個人の活動を行う場、集まる場が不足している。

〔周辺環境の整備活用の方向性〕

- ・ 隣接都市や市内類似施設との連携による活用（遺跡や活用住宅のネットワーク）。
- ・ 鉄道駅に近く、史跡長岡宮跡だけでなく竹の径なども含めた周辺散策の拠点として、各種情報提供・休養・トイレ等便益施設等の機能の充実が求められる。向日市を代表する竹製品等地場産品の展示・販売なども想定される。
- ・ 様々な市民活動が可能な場、地域コミュニティ活性化のきっかけとなる場を提供できる空間が求められている。

このように、史跡長岡宮跡の内裏内郭築地回廊及び外郭築地地区と国登録有形文化財旧上田家住宅の保存・整備・活用の両立は、地域の特色ある文化財を適切に保護し、本市のまちづくり考える上で重要な施策と考えられる。

その上で、将来、内裏正殿地区をはじめ周辺の土地が史跡長岡宮跡として、拡充・拡大でき広域的な史跡の整備を実施する時には、国登録有形文化財旧上田家住宅の建物は移築を行うものとする。



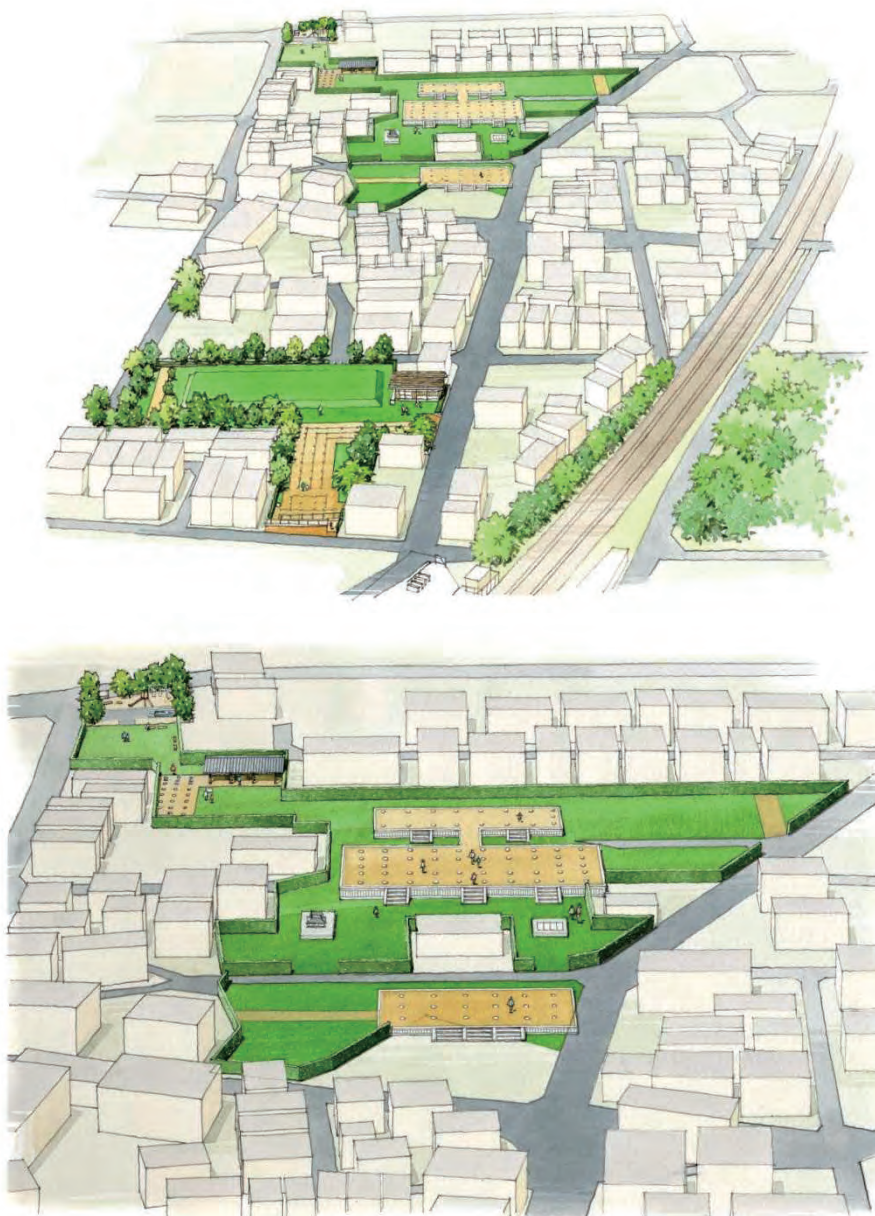
8-9 図 史跡長岡宮跡と国登録有形文化財旧上田家住宅のまちづくりでの位置づけ

第9章 整備

第1節 整備の方針

1) 未整備地の整備と既整備地のリニューアル

本史跡は可能な土地から公有化、整備を行っている。追加指定によって面的利用可能地が広がる一方、既整備地との一体的な整備も望まれる。特に大極殿地区は昭和39.40年（1964.66）の初期の史跡整備から50年以上が経過し、経年損傷・劣化、樹木の規模の拡大等が見受けられる。このような連続する土地の追加指定、整備に際しては、既整備地のリニューアルも視野に入れて、史跡整備に対する現代的要請や新しい技術・工法等の採用も検討しながら、一体的な整備を図るものとする。



9-1 図 大極殿・小安殿（後殿）再整備イメージ

2) 追加指定地の整備—ガイダンス機能の整備

平成 28 年(2016)の追加指定で寄附を受けた農家住宅については、第8章第2節追加指定地(旧上田家住宅)の活用の節で述べたように、当該追加指定地の周辺地区を史跡として拡充・拡大するまでの間、ガイダンス機能を具備した、案内・休憩等の活用施設として活用を図るものとする。



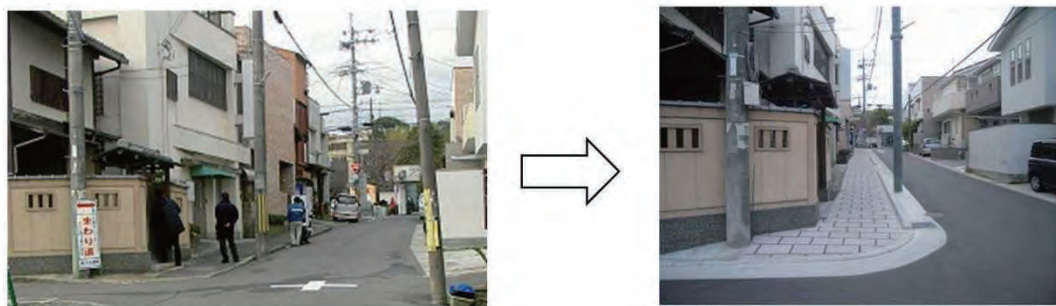
9-2 図 指定地内民家の整備イメージ1
民家の内部を一部改造してまちづくりセンターとして利用(橿原市今井町)



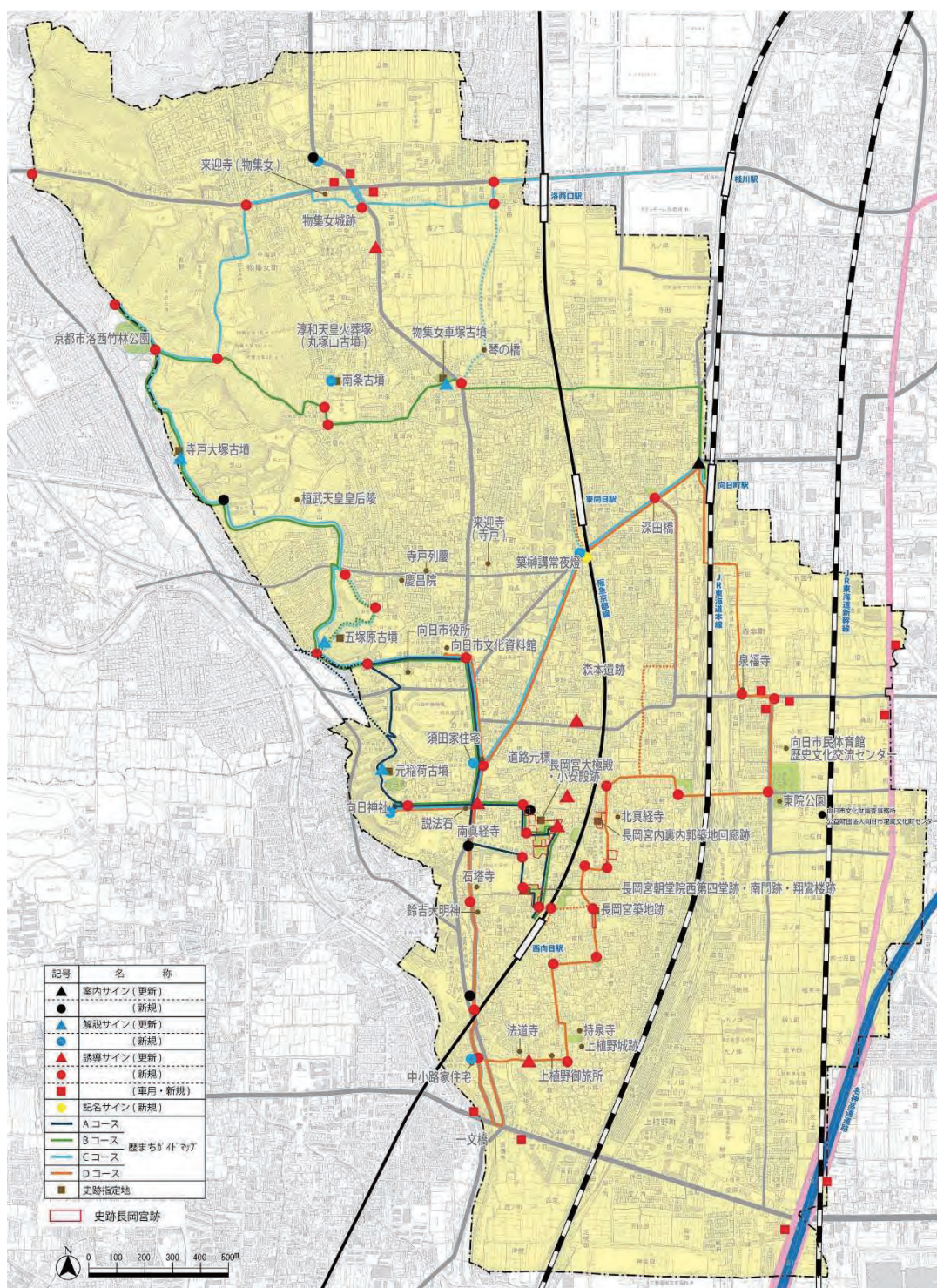
9-3 図 指定地内民家の整備イメージ2
民家内部の展示状況(京都市長谷川邸)

3) 史跡間ネットワーク動線の整備

文化資料館を核として最寄りの交通機関とも連結させ、ルート設定、道路標識や案内板設置、パンフレットや資料の作成など連携を図る。このことにより、本市の歴史・文化の理解を深めるうえで、遺跡が重要な位置を占めるとともに活用を図る。



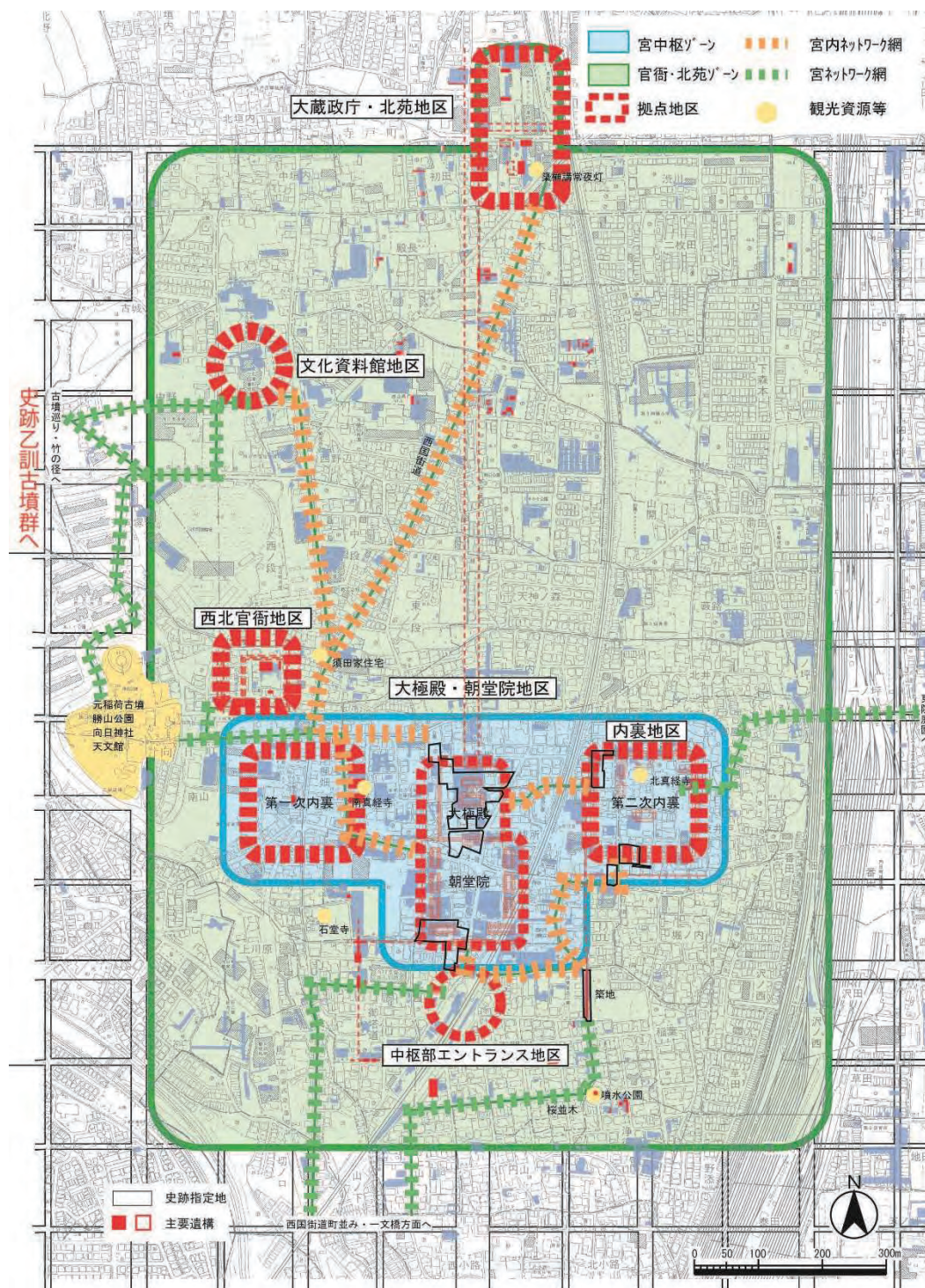
9-4 図 ネットワーク動線の整備イメージ



9-5 図 テーマに応じたネットワークとサイン整備

(「向日市歴史文化観光情報板設置基本計画」平成27年度より編集)

(向日市文化財調査事務所及び公益財団法人向日市埋蔵文化財センターの位置を加筆)



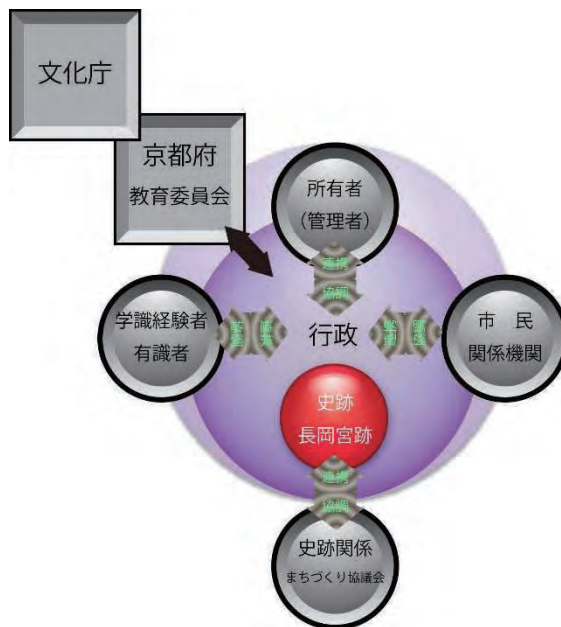
9-6 図 長岡宮跡内の拠点地区と文化財活用ネットワーク図

第10章 運営・体制の整備

第1節 文化財の保存・活用に関わる体制づくり

史跡長岡宮跡の保存と活用には、関係する行政機関、向日市関係部局等との連携の促進、関係法令等、下記のとおり連携と協働、協調が必要である。

- ① 文化財保護法や京都府文化財保護条例、京都府文化財保存活用大綱など関連法令、条例、計画等との位置づけ
- ② 向日市ふるさと創生計画や向日市歴史的風致維持向上計画、向日市の他部局の施策での位置づけ
- ③ 積極的かつ継続的な情報発信による周知、普及、啓発活動の実施
- ④ 史跡所有者に寄り添った施策の推進
- ⑤ 地元市民、史跡長岡宮跡関係まちづくり協議会、観光協会等関係機関との連携による史跡の活用と整備施策の推進
- ⑥ 学識経験者、有識者、市民、関係団体等を含めた保存活用整備検討委員会の組織化
- ⑦ 史跡長岡宮跡の適切な保存と修景、活用、整備に係る情報収集



10-1 図 史跡長岡宮跡管理運営体制概念図

第2節 文化財の保存・活用に関わる住民・各種団体に関する取組み

- ① 史跡長岡宮跡関係まちづくり協議会、観光協会等各団体と行政・関係機関の緊密に連携した体制の構築、交流・ネットワーク化の推進
- ② 文化財保護・公開活用に係わる人材育成、活用団体の組織化の推進等、市民全体で文化財を支えていく体制の構築

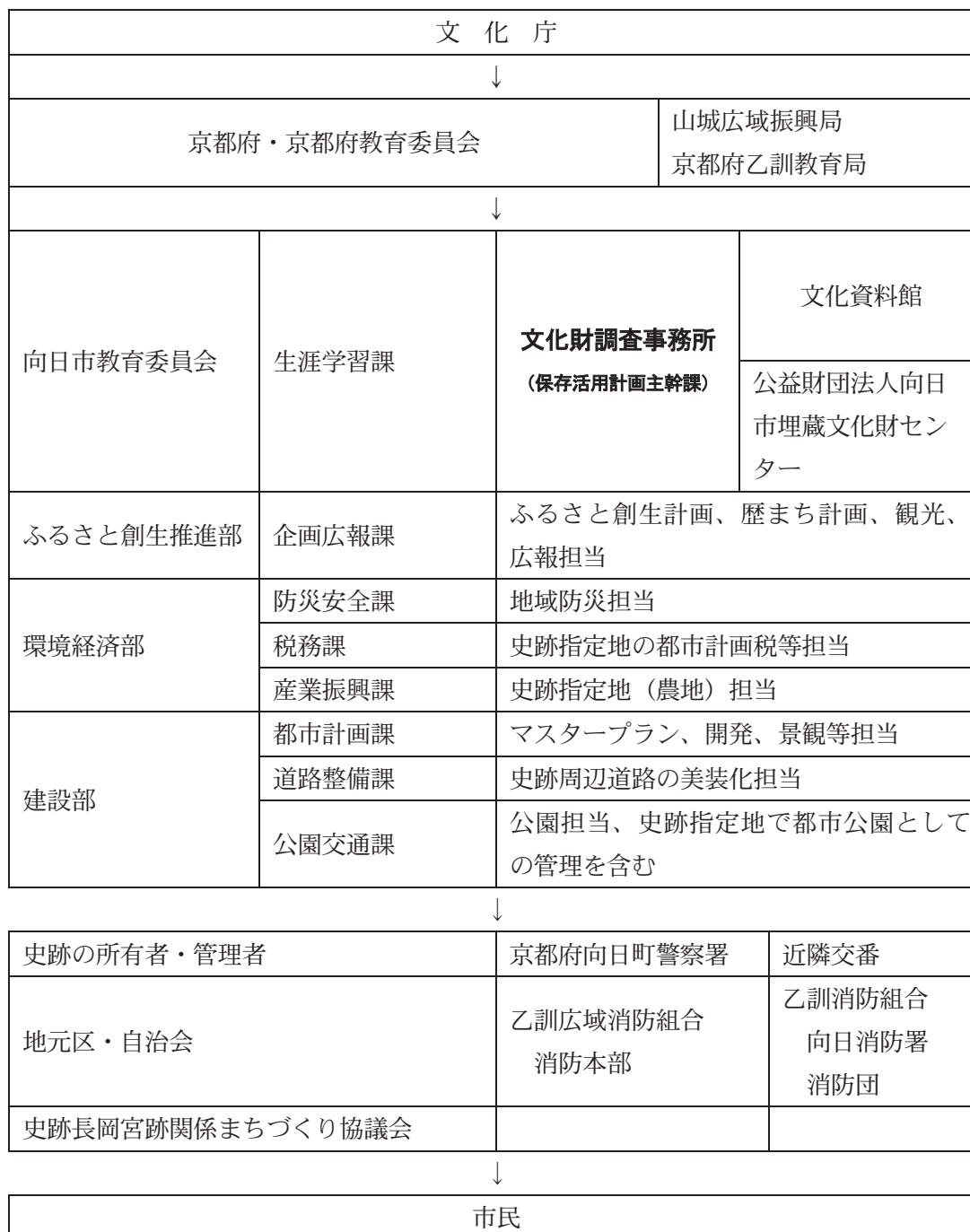
第3節 所有者による史跡指定地の管理を補助・支援する取組み

- ① 史跡指定地の所有者への史跡管理意識の普及と啓発
- ② 史跡指定地の所有者と行政との役割分担の明確化と公有化の準備

第4節 史跡指定地の防災活動への取組み

- ① 市民に対する史跡等文化財の防災意識の普及と啓発、史跡指定地の所有者への史跡管理意識の普及と啓発

- ② 所有者・管理者への防災意識の徹底
- ③ 緊急時の対応、保安パトロールの実施など、「向日市地域防災計画」に基づき対応の徹底



※組織名、部課名は、令和2年（2020）1月末現在のものである。

10-2 図 史跡長岡宮跡情報収集・伝達概念図

第 11 章 実施計画

本計画の計画期間は、第 1 章第 6 節でも述べたとおり、令和 2 (2020) 年度を初年度とし、令和 12 年 (2030) 3 月 31 日までのまでの 10 か年である。

表 11-1 実施計画

項目		短期的取組み	中長期的取組み
保 存	追加指定	史跡隣接地	大極殿院・朝堂院・内裏 第一次内裏
	公有化	H 地区	H 地区、J 地区、I 地区、E 地区
活 用	公開・周知とガイダンス機能の充実	長岡宮関連HP（調査・整備等の情報の一括提示）の立ち上げ 案内ソフト（AR 長岡宮）の充実 公共Wi-Fi	継続
	学校教育における活用	学習支援等	継続
	社会教育における活用	講座開催等、ガイド育成支援等	継続
	まちづくり等における活用	ネットワーク化（サイン、動線整備等）、交流支援等	継続
整 備	保存・管理	保存管理施設の再整備（適宜） 追加指定への保存管理施設の設置	継続 市道の付け替え
	遺構の復元、表示等	J 地区の回廊の立体表示等	A 地区の大極殿・後殿（小安殿）、閤門・回廊跡の基壇の復元 D G 地区等朝堂院西第四堂の復元等
	ガイダンス施設の整備	K 地区の農家住宅の活用 （史跡東側の案内・解説拠点）	将来的には農家住宅は移築等、 遺構整備
	防災対策	防災機能の追加 （必要箇所あれば随時）	継続
	修景等	史跡整備にあわせた植栽や移植等	史跡整備にあわせた植栽や移植等（継続的な環境整備）
体制整備	関係機関等協力体制の強化	関連部局間の定期的連絡会議の開催等	住民参加の管理組織等の立ち上げ支援

これまでの保存整備事業の経緯と保存・活用・整備の方向性を踏まえ、短期的に取り組むものと、中長期的に取り組むものに段階的に区分し実施する。

短期はおよそ5年程度、中長期は計画期間の10年のスパンで対応する。そのことにより、史跡長岡宮跡を適切に保存し次代へと確実に継承するため、第1章第6節で述べたとおり「史跡長岡宮跡保存活用計画」は、第2次、第3次と発展させていきたい。

第12章 経過観察

史跡長岡宮跡の保存や管理、公開・活用、整備、管理運営等についての経過観察（モニタリング）の内容、実施時期等を以下に示す。なお実施時期の短期とは概ね5年程度、中長期は概ね10年以上を想定している。内容や実施時期等については、必要に応じて追加や変更等の見直しを行うものとする。

表 12-1 各種施策の内容と経過観察の自己点検項目例

項目	内 容	実施時期		自己点検
		短期	中長期	
保存 管理	遺跡の解明と保存活用のため調査・研究の推進	○	○	発掘調査計画（当面）の達成状況の確認（毎年）
	追加指定と公有化の推進	○	○	短期・中長期計画の実施率（随時）
	周辺環境の保全	○	○	保全施策の検討
	保存活用計画の見直し		○	10年程度を目処に見直し
活用	情報発信と周知、公開	○	○	発掘調査現地説明会等イベントの開催、HP等での情報提供（回数等維持）
	市民の参加機会	○	○	官民協働体制づくり（実施率）
	学校教育での活用	○	○	学習機会の拡大（経年増加）
	生涯学習での活用	○	○	歴史ウォーク等定期的行事の開催（実施率と参加者の経年増加）
整備	保存のための整備	○	○	計画の実施率（各年）
	活用のための整備	○	○	ソフト等の充実化計画の立案と実施率（各年）
	周辺整備、関連文化遺産等の整備等	○	○	サインの整備等連携計画の立案と実施率（各年）
管理 運営	管理体制の円滑化	○	○	各管理担当課の連絡協議（回数等維持）
	土地所有者や関係機関との連携	○	○	関係機関の連絡協議（定期）
	市民との連携強化	○	○	人材育成、交流機会の増大（経年増加）

以下に示すのは「向日市歴史的風致維持向上計画」の進行管理・評価シートである。このような評価シートを作成し、計画等の達成状況の把握と必要に応じた見直し等を行う。

評価軸③-13 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		評価対象年度	平成27年度
項目		現在の状況	
発掘調査説明会事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	昭和52年度～平成36年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
説明会において、スマートフォンやタブレット端末から当時の建物の復元CGを見ながら巡れるアプリを用意するなどして、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくため市民の理解を醸成することができた。参加者数:約300人			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			
 日時:平成27年10月25日(日) 場所:向日市鶏冠井町大極殿地内及び大極殿公園 内容:長岡宮大極殿回廊の検出状況について AR長岡宮で体験する史跡長岡宮跡			

12-1 図 評価シート参考事例 1

評価軸③-11 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		評価対象年度	平成27年度
項目		現在の状況	
長岡京広報・PR事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成27年度～平成36年度		
支援事業名	市単独事業・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)		
計画に記載している内容	長岡京が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡宮跡の共通ロゴやPR看板などの作製など、広報PR活動を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
平成27年度は公共交通機関を利用した広報の実施、ロゴマークの活用したグッズ製作を実施した。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			
【ロゴマーク】   京都新聞 平成27年10月1日付 一般公募で募集 募集期間:平成27年7月15日(水) ～8月21日(金) 市民を中心に北海道や宮崎県など 全国各地から計115人、189点の応募  ピンバッジ (1個300円で販売)			
【公共交通機関を利用した広報】  JR向日町駅看板  阪急西向日駅看板  阪急バス  JR向日町駅構内 【歴史・観光専用ホームページ】  【facebook】 			

12-2 図 評価シート参考事例2

